

令和2年7月 豪雨により被災された皆さまの
医療機関等の窓口における一部負担金の免除（期間再延長）について

このたびの豪雨により、被害を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

ワールド健康保険組合では、以下免除対象者に該当する方につきまして、医療機関等の窓口で免除証明書を提示いただくことにより、窓口での一部負担金の支払いを免除いたします。免除証明書を希望される方は、一部負担金免除申請書に必要書類を添えてワールド健康保険組合へご提出ください。

1. 免除対象者

令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）方で、今回の災害を原因として下記①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

2. 免除期間と内容

(旧) 令和3年6月30日まで⇒(新) 令和3年12月31日までの診療、調剤および訪問看護に係る一部負担金

※入院時の食費などはお支払いいただく必要があります。

※還付申請について：免除認定者のうち、既に支払った一部負担金等がある場合は、その方からの申請により一部負担金を還付します。

3. 免除証明書の交付申請・還付申請方法

上記対象要件に該当される方は、下記ワールド健康保険組合給付担当へご連絡ください。

お手続きとご提出いただく必要書類等をご案内します。

※既に免除証明書を交付済の方につきましては、健康保険組合より期限を延長した免除証明書を送付いたします。到着次第、旧証明書を速やかにご返却くださいますようお願いいたします。

4. 申請書送付および問い合わせ先

〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-8-1 ワールド本社ビル1階

ワールド健康保険組合 給付担当 宛

TEL：078-302-8185 担当者直通：070-1740-4171